

第124号

会報

平成31年1月

# ふくおか



福岡県土地家屋調査士会



# 土地家屋調査士倫理綱領

## 1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

## 2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

## 3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

### 表紙説明



#### 「春蘭満」

北九州支部 田崎 実 会員

撮 影 日 2014年4月

説 明 千葉県柏市にある気象大学校の桜。  
桜が有名で雑誌に紹介されている。  
近所の多くの方が花見に来ています。

## 目次 Contents

新年のご挨拶 .....	会 長 野 中 和香成	1
新年の御挨拶 .....	福岡法務局長 鎌 倉 克 彦	2
新年のご挨拶 .....	日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡 田 潤一郎	3
ブロックチェーンによる 法的記録の生成可能性 .....	西南学院大学 法学部法律学科 准教授 原 謙 一	4
所有者不明土地問題について .....	業務部理事 内 平 晃 二	12
小言幸兵衛の英語奮闘記 .....	西福岡支部 山 本 繁 樹	13
とりとめのない話 .....	北九州支部 田 崎 実	16
隣接地境界立会と土地家屋調査士の 制度広報について .....	北九州支部 池 田 直 之	17
我が子の中学受験 .....	筑紫支部 吉 田 新 一	18
大牟田市の世界遺産の紹介 .....	大牟田支部 本 田 和 男	19
社会貢献活動 北九州支部 「北九州マラソン2018ボランティア」参加報告 .....	北九州支部	21
第33回筑後川河川美化「ノーポイ運動」に参加して .....	久留米支部	22
新入会員の紹介 .....	総 務 部	23
<県会ホームページ>会員専用サイトへのログイン方法 .....	事 務 局	26
補助者に関する届出等について .....	事 務 局	28
会長会務日誌 .....	事 務 局	29
編集後記		



# 新年のご挨拶

会長 野中 和香成

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、心新たに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から、県会の会務運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。昨年11月21日に開催しました「第11回国際地籍シンポジウム」においては支部長の皆様をはじめ、他団体の皆様のご協力を賜り無事に開催地としての役目を終える事ができ、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

ところで、今年は土地家屋調査士制度制定69年目を迎えます。その長い年月の間に私たち資格者の在り方は年々変化をしまりました。

「土地台帳」および「家屋台帳」の調査員制度の流れを継承して「表示に関する登記」へと役割が変化して以来、発達を遂げてきたわけですが、現在では、平成30年5月1日発信の連合会長声明にもあるように「所有者不明土地問題」と「空き家問題」の解決に資する国家資格者団体として積極的に取り組んでいます。

以前から境界立会時の隣地所有者不明が、土地家屋調査士業務における重要課題であるばかりか今後国民的な問題になると考え、継続的かつ一貫した所有者不明土地問題への警鐘を鳴らしてきました。土地家屋調査士は、地域に根付いて自ら土地や建物の調査・測量を行い、年間約150万件の土地及び年間約100万件の建物の表示に関する登記を行っており、最も日常的に「所有者不明土地」や「空き家」に接し実態を把握し得る資格者です。当会としても連合会と協力をを行い、深刻な社会問題である

「所有者不明土地問題」と「空き家問題」の解決に資する国家資格者団体として、問題解決へ全力で取り組んでいきたいと考えております。

ここで新しい年の初めに際して、調査士会の近況について報告を行いたいと思います。

一つ目は社会連携講座についてです。昨年10月より九州大学及び西南学院大学において「土地境界と表示登記」の講義名にて開講しております。この講座は、土地家屋調査士の知名度及び社会的信用の向上を目的に事業を継続していますが、既に受講生が大学を卒業され、市役所税務課等にて活躍されている方もいらっしゃると思います。

二つ目はオンライン申請についてです。士業者が手続を代理する場合に、原本や添付書類を確認することにより、当該原本の提示や当該添付書類の提出を省略することを可能とする資格者代理人方式は当初の説明では平成30年度前半には運用開始予定でありましたが、現在の状況では、今年度末若しくは年度を越えての運用ではないかと説明がなされています。詳細な情報が入り次第情報発信を行っていきたいと考えております。

会長就任後約3年半が経ちましたが、まだまだ不慣れな点もあると思いますが、全力で副会長、理事メンバーと共に会務執行を行う所存です。品位保持に努め、専門分野の知識と技術の向上を図り、時代環境の変化に対応できる制度を目指し努力してまいりますので支部、会員の皆様のご協力を宜しく願います。

結びに、支部、会員皆様方のご繁栄とご多幸を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

# 新年の御挨拶

福岡法務局長 鎌倉克彦

新年明けましておめでとうございます。

福岡県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、つつがなく新年を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。また、皆様には、平素から不動産の表示に関する登記手続を通じ、不動産登記制度の充実・発展と登記行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年10月7日に開催されました「全国一斉！法務局休日相談所」におきましては、県下3か所で相談所を開設したところ、会員の皆様の御協力を得て、所期の目的を達成することができました。本紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、不動産の表示に関する登記は、国家の基盤となる国土を明確にするとともに、国民生活及び経済活動の基礎となる不動産の現況を明確に公示する重要な役割を担っているところ、法務省及び法務局においては、本年もその充実強化に取り組むこととしています。

特に、法務局における重要施策の一つである登記所備付地図の整備は、土地取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進といった観点から極めて重要な取組であり、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」、いわゆる骨太の方針に3年連続で盛り込まれるなど、我が国の重要施策に位置づけられています。

法務省では、登記所備付地図作成作業を更に強力に推し進めるため、平成27年度以降は、従前から全国で行っている登記所備付地図作成作業の実施面積を拡大するとともに、特に大都市や地方の拠点都市を始め、東日本大震災の被災県において、積極的に登記所備付地図作成作業を実施することとしました。福岡法務局においても、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」に基づき、昨年4月から福岡市中央区渡辺通及び北九州市八幡東区中央等において作業を開始しているところであり、今後とも、本作業の円滑な

実施に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、所有者の把握が困難な土地（所有者不明土地）への対応は、公共事業用地の取得、農地の集約化、森林の適正な管理等において喫緊の課題となっているなど、政府の重要施策に位置づけられています。

昨年6月6日には「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、現在、法務局では、長期相続登記未了土地の解消のための作業に取り組んでいます。

また、平成31年度からは、表題部の所有者欄に住所の記載がない土地、字持地、記名共有地等の土地について、登記官が所有者調査委員の協力を得ながら所有者の特定を行い、特定できた土地の所有者欄に当該所有者の住所氏名を登記する新たな施策が予定されています。

法務局では、所有者不明土地の解消により一層取り組んでいきますので、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、オンライン登記申請の促進については、昨年度は皆様の協力の下、利用促進のための各種取組を実施した結果、年度当初との比較において不動産登記について10%以上の利用率拡大を図ることができました。改めて皆様には感謝を申し上げます。

オンライン登記申請の利用促進は、政府が掲げるIT国家戦略の実現のためには欠かせない取組であり、登記事務の迅速処理を向上させ、経済の活性化及び国民への利益還元につなげるために必要不可欠ですので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

登記行政に寄せられる国民からの期待は、社会の変化に即応し、かつてないほどに増大しています。法務局としましては、この要請に応えるため、貴会の協力を得ながら国民生活を向上させる各種施策を実施してまいります。

最後に、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



# 新年のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会

会長 岡田 潤一郎

新年、明けましておめでとうございます。

福岡県土地家屋調査士会員の皆様方におかれましては、心新たに新年をお迎えのことと存じます。また、日頃より日本土地家屋調査士会連合会の活動にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。そして、昨年11月21日には「第11回国際地籍シンポジウム」に関しまして、福岡市における開催をお願いさせていただきましたところ、絶大なるご尽力と協力体制を組成していただき、誠にありがとうございます。おかげをもちまして意義深く、実り多い国際会議となりましたこと、海外からの参加者からも謝意が届いております。

さて、昨年は年明け早々の平成30年豪雪に始まり、大阪府北部地震と名付けられた大きな地震、西日本を中心とする豪雨災害、北海道胆振東部地震、そして相次ぐ台風上陸による猛烈な風水害と例年以上に多くの災害が発生いたしました。この数年の気象状況を顧みますと、過去から築き上げてきた経験則からの「想定外」という言葉は完全に意味を成さないことを思い知らされたところでした。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに、熊本地震をはじめとした復旧途上の被災地も含めて、地域の復興にご尽力いただいておりますことに、感謝を申し上げます。日本土地家屋調査士会連合会は、今後も事前復興を主たる行動指針としつつ、早期の災害復興を目指した活動をして参る所存であります。

つぎに、昨年の6月15日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針2018」において従来の「登記所備付地図の整備」に加えて「土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務等につき必要な制度改正の実現を目指す」さらには「変則的な登記の解消を図るため必要な法案の時期国会への提出を

目指す」また「住民票等の除票の保存期間の延長」についても記載がされました。同じく6月6日に成立した「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の内容、さらには、法務省が主催している「登記制度・土地所有権の在り方等に関する研究会 中間とりまとめ」においては変則型登記の解消とともに相隣関係の規律の在り方にも言及しており、民事基本法制の根幹にも関わる動きも伝わってきております。

以上のような動向から、土地家屋調査士法の改正議論も含め、本年が私たち土地家屋調査士制度に対する社会からの期待に応えるべき大きな転換となる年となり、まさに正念場ともいうべき年であるとの認識が大切であると存じます。そして、全国土地家屋調査士政治連盟とも強力に連携・連動し、行動指針を整えていきたいと考えていますが、福岡会のみなさまにおかれましても、土地家屋調査士政治連盟の必要性・重要性に対し、更なるご理解とご協力をお願いします。

また、「土地家屋調査士制度制定70年」という区切りの年も、いよいよ1年後に迫ってまいりました。私たちは、この機会を土地家屋調査士制度の成長と進化を促すイノベーションにつなげ、業界の内外を問わず「変化」を起こす絶好の機会として捉え、次の世代、そのまた次の世代に確実に襷をつなぐために、全国の土地家屋調査士の組織力を結集し進めたいと考えているところであります。福岡県土地家屋調査士会の皆様にも、是非ともご理解をいただき、協力と参画をお願いするところであります。

最後に、新しい年が、福岡県土地家屋調査士会員の皆様にとりまして、明るく希望に満ち満ちた一年となりますよう祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

# ブロックチェーンによる 法的記録の生成可能性

学術顧問・西南学院大学 法学部法律学科 准教授

原 謙 一

## はじめに

仮想通貨が頻繁に報道でとりあげられ、注目されるに至って久しい。もっとも、このところ、実務では、仮想通貨そのものというよりも、むしろ、この通貨を成立させる記録技術に注目が集まっている。この記録技術はブロックチェーンと呼ばれている。

そこで、本稿では、まずブロックチェーンが取り上げられる契機となった仮想通貨について概観し、仮想通貨以外にも、法律的に意味を有する情報を記録するためにブロックチェーンを応用する可能性について言及する（「I. ブロックチェーンによる仮想通貨の実現と法的記録の生成」）。

その後、ブロックチェーンを応用した諸事例のうち、特に、不動産登記についてブロックチェーンを応用する際に検討すべき課題について述べたい（「II. ブロックチェーンを法的記録の生成に応用する際の課題」）。

これは、完全なオンライン化が必ずしも十分に活用されていない不動産登記について<sup>1</sup>、新たな転換の可能性を見出す契機となると同時に、新たな技術の応用可能性を検証する意義を有するよう思われる。

このように、新たな技術を取り上げることは新年の幕開けにふさわしく、不動産登記の新たなスタートを感じさせるものであり、登記の生成に関与される土地家屋調査士会の会員の皆様にとって有益な情報提供となるものと信じたい。

## I. ブロックチェーンによる仮想通貨の実現と法的記録の生成

### 1 仮想通貨の仕組みと法的性質

#### (1) 仕組み

ブロックチェーンはネットワーク上に情報を記録する技術である。そのことを鮮明に示すのが、この技術を基礎とする仮想通貨の仕組みである。仮想通貨は千種類を超えるともいわれており、その技術的基礎も多様であるため、ここでは、仮想通貨の中でも主にビットコインを前提として紹介する。

仮想通貨とは、ネットワーク上にデータとして存在する無体の財貨である。しかし、仮想通貨を保有する者Xが、Yへの支払いのために、この通貨を利用する際には、あたかもXからYにメールが送信されるようなデータの直接的移転は起こらない。Xがこの通貨をもってYに支払いを実行したいならば、ネットワーク参加者（ノード）の検証・記録を経なければならない。

まず、前記の例でいえば、Xはネットワーク上のノード全体に向けて、Yに支払いを行いたい額に対応する仮想通貨のデータを（暗号化<sup>2</sup>したうえで）送信する。この送信を受けたノードたちが、Xは本当に支払いに用いるだけの仮想通貨を保有しているかなどを検証する。

<sup>1</sup> 不動産登記の電子申請が十分に活用されていないことを指摘するものとして、山野目章夫『不動産登記法概論—登記先例のブロムナード』（有斐閣・2013年）56～57頁を参照。

<sup>2</sup> ここではハッシュ関数を利用した公開鍵暗号方式が用いられている。



この検証はネットワークにおいて10分単位で行われており、これを最も素早く終えた者が当該10分程度のうちに送信されていた仮想通貨の取引をひとつの塊（ブロック）にまとめる。このような取引をまとめたブロックが次々と連鎖・継続され、ネットワーク上に仮想通貨の保有者や取引に関する記録を実現しているのがブロックチェーンである。

なお、ノードが前記のように他者の仮想通貨取引を検証・記録するのは、その作業に手数料が発生するだけでなく、最速で正当にブロック化を実現したノードには、その報酬として新たな仮想通貨の発行がなされるからである<sup>3</sup>。

このように、仮想通貨は政府や金融機関のような発行者・管理者が存在しなくても、ネットワーク上のノードの検証・記録によって保有・移転することができる点で脚光を浴びた。ノードによる検証作業は新たな仮想通貨の発行の契機となるので、あたかも金塊を採掘すること（マイニング、mining）になぞらえ、ノードは採掘者（マイナー、miner<sup>4</sup>）と呼ばれることがある。

以上からわかることは、仮想通貨とは、ブロックチェーンのような最新技術などに

よって記録されたデータ（情報）に過ぎないということである。このデータ（情報）に貨幣と交換できるほどの価値があると社会からの信頼が寄せられているからこそ、財産的価値が認められるのである<sup>5</sup>。

もっとも、仮想通貨はその財産的価値を支払いに利用するだけでなく、この通貨を構成するデータにさらに情報を書き込むことで、その通貨の保有者に一定の権限が存在することを示すような利用方法も可能といわれている<sup>6</sup>。たとえば、ビットコイン上に、コンテストの投票権限を搭載し、それを受信した者に、当該ビットコインを返送させることで投票させた事例が存在している<sup>7</sup>。

また、ビットコイン以外の仮想通貨として、イーサー（プラットフォームはイーサリアム）が存在する。イーサーでは、ビットコイン以上に、この権限の書き込みや条件設定を自由に行うことができるといわれている。

そのため、イーサー上に、①アニメ作品の原画、音声データ及び鑑賞権限などを書き込み、さらに、②当該アニメ作品を流通させるための二次利用権限をも書き込むことで、この仮想通貨取得を望む支援者から、資金提供を受けるといった事例も登場している<sup>8</sup>。

<sup>3</sup> 厳密に述べれば、ノードが生成した新たなブロックに、当該ノード（自分）あての新たな仮想通貨の送信を取引として組み込むことができるのである。仮想通貨に関しては、このほかに極めて複雑な技術が絡んでいるものの、本文では詳細を割愛している。仮想通貨に関する技術の詳細は、さしあたり、原謙一「仮想通貨（暗号通貨）の法的性質決定及び法的処遇—ビットコインを中心として—」横濱法学（2018年）27巻2号83～94頁を参照。

<sup>4</sup> マイナーを務めるノードは全世界に1万1千ほど存在していることを指摘するものとして、岡田仁志『決定版 ビットコイン & ブロックチェーン』（東洋経済新報社・2018年）26頁がある。

<sup>5</sup> このことを指摘するものとして、岡田仁志＝高橋郁夫＝山崎重一郎『仮想通貨 技術・法律・制度』（東洋経済新報社・2015年）32及び103頁、可児滋『文系のためのフィンテック大全』（きんざい・2017年）43～44頁、増島雅和＝堀天子編『FinTechの法律2017-2018』（日経BP社・2017年）184頁並びに中島真志『アフター・ビットコイン 仮想通貨とブロックチェーンの次なる覇者』（新潮社・2017年）106頁を参照。

<sup>6</sup> ビットコインなどの仮想通貨上に、80バイトほどの短い情報を添付できる領域が存在するといわれている（杉井靖典『いちばんやさしいブロックチェーンの教本』（インプレス・2017年）及び岸上順一＝藤村滋＝渡邊大喜＝大橋盛徳＝中平篤『ブロックチェーン技術入門』（森北出版・2017年）18頁を参照。

<sup>7</sup> この事例について、山崎重一郎「ブロックチェーンの分散台帳を利用した電子投票による集合知の構成—対称的な非集中型監査と絶対中立的な非可逆的記録—」情報処理621号（2016年）1209頁を参照。

<sup>8</sup> アニメーション制作会社 TwilightStudio が「トワイライトコイン」と名付けたコインを発行し、資金調達を行うことを計画している。詳細は同社のウェブサイト（<http://twilight-anime.jp/news/>、最終閲覧日：2018年12月1日）を参照。

## (2) 法的性質

前述のように、支払いなどの決済のほか、自己に帰属する権限を表章するような利用がされている仮想通貨を法的にどのような性質と理解すべきなのか<sup>9</sup>。

まず、①仮想通貨の法的性質に関しては、そのデータ（情報）を暗号化し、送信などができる者に事実上帰属すると説明する見解が存在している<sup>10</sup>。この立場は、仮想通貨の技術を正面から受け止めるものの、仮想通貨そのものについて、そして、この通貨とその保有者の関係について、法的に説明できないという課題が存在している。

そこで、②民法上の「物、金銭及び通貨」などとの対比において、それらの規定を類推適用する見解が主張されている<sup>11</sup>。しかし、仮想通貨は無体の財貨であり、有体物である民法上の「物」とは相いれない（民法85条）。また、現金を前提とすれば、金銭や通貨は動産（民法86条2項）であり、動産は民法上の「物」の分類基に過ぎないため、有体物

であることが前提となる。

このように、②の見解によると有体物である「物、金銭及び通貨」に関する規定を、なぜ無体の財貨である仮想通貨に類推適用できるのか法的根拠が問われる。また、仮想通貨が前記のように決済以上の役割を果たす余地があるとすれば、これを金銭や通貨のような支払いを前提とした法的概念との対比でのみ性質決定してよいかという点もさらなる検討が必要である。

こうして、③仮想通貨を民法上の「物、金銭及び通貨」と対比するのではなく、仮想通貨に対する何らかの「財産権」を認める見解も主張されているところである。もっとも、この見解も仮想通貨に対する財産権として、著作権や社員権を認める立場<sup>12</sup>から、金銭・通貨のような性質の財産権や振替株式類似の財産権を認める立場なども存在し、見解は分かれている<sup>13</sup>。

前述のように、仮想通貨が支払いという決済場面だけでなく、自己に帰属する権利

<sup>9</sup> 以下では、仮想通貨の法的性質に関する議論の概要を示すが、議論の詳細は前掲注3・原123頁以下を参照。

<sup>10</sup> ビットバンク株式会社&『ブロックチェーンの衝撃』編集委員会『ブロックチェーンの衝撃』（日経BP社・2016年）86頁〔芝章浩〕、有吉尚哉ほか編『FinTech ビジネスと法 25 講—黎明期の今とこれから』（商事法務・2016年）186～188頁〔芝章浩〕、西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全（下）〔全訂版〕』（商事法務・2017年）845頁〔芝章浩〕及び後藤出＝渡邊真澄「ビットコインの私法上の位置づけ（総論）」ビジネス法務18巻2号（2018年）116頁を参照。なお、ビットコインのような仮想通貨はネットワーク参加者の合意を前提として保有や移転が認められるのであり、この合意こそが取引をさせる根拠となると説明する見解も存在している。この立場を示すものとして、末廣裕亮「仮想通貨—私法上の取扱いについて」ビジネス法務16巻12号（2016年）74頁、末廣裕亮「仮想通貨の私法上の取扱いについて」NBL1090号（2017年）68～69頁、末廣裕亮「仮想通貨の法的性質」法学教室449号（2018年）54～55頁及び森田果「電子商取引の支払と決済、電子マネー」松井茂記ほか編『インターネット法』（有斐閣・2015年）223頁を参照。

<sup>11</sup> 平成29年改正前の民法86条3項を類推適用して、仮想通貨に無記名債権に類似する物に類似した性質を与える立場として、田中幸弘＝遠藤元一「分散型暗号通貨・貨幣の法的問題と倒産法上の対応・規制の法的枠組み（上）—マウントゴックス社の再生手続開始申立て後の状況を踏まえて—」金融法務事情1995号（2014年）59頁があり、物権に準じた法理で取り扱うという考え方として、片岡義広「仮想通貨の規制法と法的課題（上）」NBL1076号（2016年）58～60頁、片岡義広「仮想通貨の私法的性質の論点」LIBRA17巻4号（2017年）12～14頁及び久保田隆編『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』（中央経済社・2018年）161～163頁〔片岡義広〕、森下哲朗「FinTech時代の金融法のあり方に関する序説的検討」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の進路 江頭憲治郎先生古稀記念』（有斐閣・2017年）807～808頁、森下哲朗「FinTech法の評価と今後の法制の展開」LIBRA17巻4号（2017年）25頁及び森下哲朗「FinTechと法的課題」法学教室440号（2017年）58～59頁を参照。さらに、通貨との対比において仮想通貨の法的性質を理解しようとする見解として、野村豊弘「暗号通貨の法的問題」法とコンピュータ33号（2015年）34～35頁を参照。

<sup>12</sup> 仮想通貨に著作権を認めるものとして、土屋雅一「ビットコインと税務」税大ジャーナル23号（2014年）76頁があり、社員権を認めるものとして、荒牧裕一「暗号通貨ビットコインの法的規制に関する諸問題」京都聖母学院短期大学研究紀要44集（2015年）46～47頁がある。

<sup>13</sup> フランス法を参照することで、所有権を「人に財産が排他的に帰属する関係」と再構成することで、仮想通貨はこの再構成された財産権の対象となり、当該財産権の性質としては金銭や通貨との対比において理解するものとして、森田宏樹「仮想通貨の私法上の性質について」金融法務事情2095号（2018年）15頁以下が存在する。また、仮想通貨に対して振替株式に類似した財産権を認めるものとして、前掲注3・原137頁以下を参照。



の表章のために用いる余地があるとすれば、株式に近い性質を有するといえる。そして、株式には口座への記録によって、当該権利が人に帰属し移転される振替株式が存在する<sup>14</sup>。この点から見ると、仮想通貨を振替株式類似の財産権とみて、振替株式に関する諸規定を類推適用する立場を支持したい。

この立場は筆者が主張するものであるが、これにも検討課題は存在する<sup>15</sup>。たとえば、株式は営利社団（会社）に対する様々な権限が法定された財産権である。したがって、社団も存在せず、権利内容が法定されてもいない仮想通貨について、常に決済機能以上に振替株式と同じような性質を与え得るかは検討課題である。

もっとも、類推適用である以上、振替株式と仮想通貨が全く同一であることはあり得ないものの、少なくとも、前述のように、ア) 特定の団体に対する権限（投票権、鑑賞権、作品の二次利用権など）が仮想通貨に表章されている場合は株式に極めて近い状態が存在する。

仮に、イ) このような権限が仮想通貨に記録されていない場合でも、その通貨は一定の財産的な価値を有し、その価値の使用権限はネットワーク上の多数のノードによる承認を経なければ保有・移転が認められないことはすでに述べたとおりである。

したがって、イ) のように仮想通貨に特定の権限が書き込まれていない場合でさえも、この通貨は一定の集団（仮想通貨に関するネットワーク上のノードや仮想通貨の保有者集団）に対して、自己が保有する価値に対する権限を表章しており、その実態は株式に近いものではなかろうか。

このように、仮想通貨は、ア) のように特定の団体に対する権限を表章する場合、会社経営への参画を目的とする株式の共益権的な性質を有し、イ) のように特定の権限が書き込まれていない場合でも、一定の集団に対する価値権限を表章することで、会社から経済的利益を受ける自益権的な性質を有するように思われる（もちろん、これら双方の性質を有する場合などもある）。

## 2 法的記録への応用

### (1) 様々な法的記録・記載

法的に意味を有する情報の記録・記載は様々である。たとえば、自己の創作にかかる著作物についての情報は著作権の成立対象となり、この権利の譲渡は登録が対抗要件である（著作権法77条1号）。また、先に述べたような株式保有の電子的な記録は振替株式として権利が発生し、この権利の帰属・移転は電磁的記録で作成された振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律129条6項）への記録などによって定まる（同法128条1項及び140条）。そのほかにも、電子記録債権は記録原簿への電子記録を発生・譲渡などの要件としている（電子記録債権法15条・17条）。

このような無体の情報に財産権を認め、その情報の記録に法的な意味を持たせる場合のほか、有体物に関する情報の記録が法的に意味を有する場合として、動産については動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律があり、不動産については不動産登記法が存在している。

<sup>14</sup> すなわち、株券の発行がなく口座振替の方法で譲渡などされる株式であり、振替株式を譲渡するには、口座管理機関（たとえば証券会社）などに口座を開設する必要がある。たとえば、甲が乙に100株を譲渡する場合には、A証券会社に口座を設け、口座内の100株の振替申請を行う。つまり、甲はAを通じて口座の株式保有欄に100株の減少を記録し、乙の口座に100株が増加した記録をする旨の申請を行う。この振替申請の通知がAを通じて最終的に乙の口座管理機関Bに届けば、Bに開設された乙の口座に100株の増加が記載され、振替株式を譲渡した効果が発生する（社債、株式等の振替に関する法律140条）。

<sup>15</sup> 詳細は前掲注3・原152頁以下を参照。

## (2) 法的記録としての不動産登記

以上のように、様々な法的記録・記載が存在するが、その多くに共通する事項として、次の点を指摘できる。すなわち、ある財貨が有体であれ無体であれ、それらは現代において増加することはあっても、減少することは少ないとすれば、登記・登録のような法的に意味を有する情報の記載・記録は増加の一途をたどる。そこで、増加し続ける情報を適切に記載・記録し、維持・管理する手法が問われる。

不動産登記への情報の記録は不動産物権変動の対抗要件（民法177条）となる。したがって、ブロックチェーンの応用によって、増加し続ける不動産の情報を容易、迅速及び正確に登記へ記録できるとすれば、不動産登記制度はより良いものとなり、不動産取引の促進や安定も予想される。そのため、I-1-(2)で指摘したア)の手法によって、不動産所有権の情報をのせた仮想通貨を送信することで、ブロックチェーン上に不動産登記と同様の記録を実現することが検討されている<sup>16</sup>。

## II. ブロックチェーンを法的記録の生成に応用する際の課題

本稿冒頭で述べたように、不動産登記の電子申請が十分に活用されていないことからすれば、活用資する不動産登記制度の改善が期待されて当然である。とはいえ、ブロックチェーンを不動産登記に応用することが果たして本当に可能であり、かつ、それが必要なのか。この点について、法的側面及び現実的側面の両面から検討する。

## 1 法的課題

### (1) 時間的順序による優先劣後の実現

では、ブロックチェーンを不動産登記に応用する際の法的な課題は何か。まず、登記の優劣を決する時間的順序の問題について述べる。

先に見た通り、ブロックチェーンとは、①ブロック→②ブロック→③ブロックと記録が連鎖し、しかも、それぞれのブロック内部には複数の取引がまとめられている。このように連鎖する正当なブロックは、③よりも②が、そして、②よりも①が時間的に先に成立していることは確実に保証されている。

しかし、実は、各ブロック内にまとめられた複数の取引相互の時間的順序は保証されていない。すなわち、①のブロックに甲取引、乙取引、丙取引が含まれていたとしても、これらのうち、どの取引がもっとも最初に送信されたのかまでは正確に確定できないのである。これは不動産物権変動を先に登記した者に対抗力を与えるという不動産登記制度を実現することを考えると、ブロックチェーンの致命的な欠陥にも思われる。

このように、ブロックチェーンは時間的な優先劣後関係を明確に示すことに不向きな点があるものの、この問題点は他の技術との併用で解消可能といわれている。たとえば、外部機関である時間認証局の協力を得たり、オラクルなどの技術を用いることが提案されている<sup>17</sup>。このような技術によって解消可能な問題であれば、あとは、その技術を用いるコストとそのようなコストをかけてまで実現する現実的な必要性があるかが問われよう。

<sup>16</sup> 日本において、この点を検討するものとして、「特集 座談会 不動産登記制度と司法書士」日本司法書士会連合会編『司法書士白書 2018年版』（日本加除出版・2018年）1頁以下を参照。また、海外の状況を示すものとして、前掲注6・岸上ほか106～107頁及び小笠原匡隆編『ブロックチェーンビジネスとICOのフィジビリティスタディ』（商事法務・2018年）36～38頁を参照。

<sup>17</sup> このことに言及するものとして、さしあたり、前掲注6・杉井84～85及び184～185頁を参照。



## (2) 物権変動の正確な把握

次に、不動産登記は物権変動の経過を忠実に示すものであるが、この点との関係で生じる課題についてみる。平成16年になされた不動産登記法の改正によって、登記手続上、登記の原因を証明する書類（売買契約書など）の提出が必要になり、中間省略登記のような権利変動の過程を正確に示さない登記は困難になった。判例も物権変動の過程を忠実に登記に反映すべきことを述べる（最判平成22年12月16日民集64巻8号2050号）。

しかし、ブロックチェーンを用いる際、そのネットワーク上に記録された情報は基本的には書き換えることが困難である。というのも、仮想通貨（や、そこに記載した不動産に関する情報）はネットワーク上のノードに送信され、多数のノードが情報を共有しているため、多数のノードの保有する全情報を書き換えることは事実上困難である以上、一度記録された情報の変更は事実上困難となるからである。

とすると、いったん記録した後に抹消登記などの余地が生じる不動産登記については、ブロックチェーンの応用は困難にも思われる。というのも、 $X \rightarrow Y$ に甲不動産の所有権が移転したが、 $X \rightarrow Z$ に二重譲渡がされた場合、 $Z$ が先に登記を済ませても背信的悪意者などの事情によって、 $Z$ の登記が抹消され、それを前提に $X$ から $Y$ への移転登記がなされる場合が存在するからである。

ビットコインが前提とするブロックチェーンでは、 $X \rightarrow Z$ への移転を記録した後に、本来の権利者が $Y$ ということならば、記録を書き換えることが事実上困難である以上、 $Z \rightarrow Y$ という形で所有権の移転を記録することしかできない。しかし、これでは真実の権利の変動を忠実に登記へ反映した

とはいえない（本来、 $X \rightarrow Y$ の物権変動のはずが、 $X \rightarrow Z \rightarrow Y$ となってしまう）。

もっとも、これは参加者を限定しないタイプのブロックチェーン（パブリック型のブロックチェーン）を前提とした話である。ビットコインと異なり、取引を検証し記録する参加者をそもそも限定したプライベート型や参加者を許可制にした許可型のブロックチェーンならば、参加者が限られることから記録した情報の削除は容易となる。

このようなタイプのブロックチェーンを用いるならば、少数の参加者の承認を得て、後日、ブロックチェーンの内容を削除し、記録を作り直すことも不可能ではない。したがって、プライベート型や許可型のブロックチェーンであれば、後日の訂正などがあり得る登記にも応用可能であるかに見える。

とはいえ、ブロックチェーンの参加者を限定し、少なくすればするほど、それは単に複数台の機械で情報を共有することに近づく。それならば、記録用の機器を複数台用意し、そこに記録すればよい。そうではなく、あえてブロックチェーンを登記に用いる積極的意味は何であるかということが問われる。

相当多くの参加者によって情報が共有され、一部の機器の破損によっても簡単には情報が失われれないということがパブリック型のブロックチェーンのメリットだとすれば、参加者を限定し、情報の共有者を減少させるタイプのブロックチェーンを用いれば、前記のメリットが希薄化する。それでもなお、ブロックチェーンという技術をわざわざ用いる利点があるのだろうか。

前述のように、法的な課題を技術で克服できるとすれば、そのような技術の導入を行うためのコストやコストをかけてまで実現

すべき現実的な必要性があるのかということを検討すべきである<sup>18</sup>。

## 2 現実的課題

そこで、以下では、申請者、代理人及び登記を運営する行政の三者の観点から、ブロックチェーンという技術を登記に用いる現実的な必要性や利点があるのか検討していく。

### (1) 申請者や代理人について

まず、ブロックチェーンを登記に応用することで、申請者・代理人が従来以上に簡易かつ容易に登記申請を行うことができるならば、一定の意義があろう。しかし、実は現時点でも登記の電子申請は認められているものの（不動産登記法18条1号及び不動産登記令10条）、現実には、本稿冒頭で述べたように、利用が進んでいない。

というのも、このように申請を完全に電子化する場合、添付すべきあらゆる証明書類が電子化されている必要があるものの、このような書類の電子化が行政で進んでいないため、書類添付の負担があるからである<sup>19</sup>。さらに、この電子申請の際には電子署名がなされるが、それは仮想通貨に用いられていたのと同様の公開鍵暗号方式による<sup>20</sup>。

ブロックチェーンを用いる場合も、ネットワーク上への情報の記録である以上、記録すべき情報の電子化は必要となるし、情報を暗号化するには公開鍵暗号方式によること

はすでにみたとおりである。とすれば、ブロックチェーンと同じ暗号技術を用いる不動産登記の電子申請が現時点で文章の電子化による困難を抱えており、活用が進んでいない以上、申請に関する限り、ブロックチェーンを用いることは申請者や代理人の負担を軽減するかは疑問があり、この技術を応用する必要性や利点はかならずしも大きいとは言えないように見える。

もちろん、ブロックチェーンを不動産登記に応用することで、その記録内容を携帯端末などで簡単に閲覧可能化するという現実的なメリットも想定される。しかし、不動産登記には、不動産所有者の住所や不動産への抵当権設定の前提となる被担保債権額などの情報も含まれている。こうした情報を無制限にネットワーク上に流出させるべきないとすれば、申請者や代理人には閲覧との関係でのメリットは乏しい<sup>21</sup>。

### (2) 行政について

では、行政との関係において、不動産登記をブロックチェーンで実現する現実的な必要性やメリットはあるのだろうか。

たしかに、民法その他の法律が念頭に置く不動産登記制度がブロックチェーンという技術で実現可能ならば、電子申請を置き換えることも意義がある。しかし、そのためには一定のコストがかかる。たとえば、ブロックチェーンの実証実験を行えば、その

<sup>18</sup> なお、不動産登記には所有者の氏名や住所などの変更という可能性もあり得るが、この点もビットコインが前提とするタイプのブロックチェーンでは対応できない。しかし、イーサーという仮想通貨が前提とするイーサリアムというプラットフォームであれば、仮想通貨上の情報をその通貨の保有者が適宜書き換え可能であり、このようなプラットフォームを用いたブロックチェーンならば、特に問題は生じない可能性が高い。このように、仮想通貨の種類やその機能は多様であり、支払いのための決済機能以上に、権利を表章する機能やそのための複雑な条件設定を可能とする仮想通貨が登場すればするほど、ますます、仮想通貨の振替株式的性質は増すように思われる。もっとも、イーサリアムは公開型・プライベート型双方の性質を有するブロックチェーンだが、前者をメインにしているとすれば、他のプラットフォームを活用すべきかもしれない。

<sup>19</sup> このことを指摘するものとして、小宮山秀史「平成16年の不動産登記法改正後の表示に関する登記」村田博史監修・日本土地家屋調査士会連合会研究所編『土地家屋調査士の業務と制度 [第2版]』(三省堂・2010年) 359頁がある。

<sup>20</sup> 不動産登記の電子申請に関する暗号技術については、表示登記オンライン申請実務研究会編『Q&A 表示登記オンライン申請の実務 [第2版]』(日本加除出版・2015年) 241～243頁を参照。また、仮想通貨の暗号技術については、前掲注2のほか、前掲注3・原83～87頁を参照。

<sup>21</sup> 仮に、本文記載のような閲覧形態を認めると、登記事項証明書の発行手数料収入などが失われることになるので、行政にとってはデメリットになるという点も見逃せない。もし、手数料を支払った者だけに登記の内容を閲覧させるならば、これは、現時点でも、一般財団法人民事法務協会が有料で行っている。この点でブロックチェーンを応用する利点が必ずしも大きいとはいえないように見える。



費用がかかり、法務局などにブロックチェーンと関連づけたシステムを新たに導入するならば、その費用も必要となる。そうであれば、これらのコストに見合うメリットがなければ、ブロックチェーンを用いる意義は明確とされない。

もし、法務局などが管理者となり、参加者を限定したブロックチェーンを運営するとして、あいかわらず登記官が登記申請の内容を審査するならば、ブロックチェーンを用いても行政の負担感は大きく減少していないように見える。

また、先に見たイーサリアムが実現するブロックチェーン上では、情報送信のために利用する仮想通貨にさまざまな条件設定をすることができる。そのため、たとえばXの甲土地にYのための譲渡担保権を設定した場合についてみると、次のことが指摘できる<sup>22</sup>。

すなわち、この場合、甲は形式的にYへ譲渡されたことになり、Xが期日を過ぎても弁済しない場合、自動的に甲がYへ帰属することで確定され、逆に、被担保債権が期日に弁済されて消滅すれば、甲は自動的にXへ戻されるという仕組みを実現する余地があるならば、担保物権の移転をわざわざ記録する行政の手間を省くというメリットが見込まれる。

とはいえ、このような仕組みは、国家が登記制度を通じて譲渡担保権の実行に助力を与えており、これまで国家が関与せず行われる譲渡担保権の実現を「私的実行」と呼んできたことと相容れないように思われ、民事執行法との関係での検討が必要かもしれない。

しかも、近時、イーサリアムをはじめとしたプラットフォームによって、前記のような財産権の移転を自動で実現する試みが注目を集め、これを「スマートコントラクト」と呼ぶが、このような手法で、譲渡担保権の清算義務<sup>23</sup>を実現するなど、細かな法的処理をどこまで自動で実現できるかは、なお検討すべき課題といえる。

## おわりに

以上のように、一方で、現在の不動産登記制度はブロックチェーンという技術によって代替される可能性はありながらも、この最新技術を応用する必要性が高いとは必ずしも言えず、十分なメリットを感じられない部分も多い。そうであれば、むしろ、すでに存在している不動産登記の電子申請をより活用しやすく整えるべきともいえる。

他方で、個人情報やプライバシー保護との関係、スマートコントラクトとの関係、さらには、現在検討が進んでいるといわれる代理人方式による不動産登記の申請との関係など、本稿が検討しきれなかった課題も多く、現時点では完全にブロックチェーンを不動産登記に応用すべきでないとは断言できない。場合によっては、登記の一部をブロックチェーンで代替する方が機能的という可能性もあろう。

とはいえ、本稿が最新の技術を法的記録の生成へ応用する一定の可能性を示したことは、他の法的記録（特に、有体でなく実体の乏しい無体の財貨の法的記録）についてブロックチェーンを応用することの検討が急務であるだけに、今後の議論の参考となると信じたい。今後は、上記の残された課題を含め、法的記録全体について総合比較のうえ、ブロックチェーンの応用可能性についてなお検討を進めることとする。

<sup>22</sup> 自動で担保の執行を行う可能性を指摘するものとして、森下哲朗＝増島雅和「対談 仮想通貨を巡る法的課題」ジュリスト(2017年)68頁[増島雅和発言]を参照。なお、注18で述べたように、許可型・プライベート型で実現するならば、イーサリアム以外のプラットフォームを用いるべきという可能性もある。

<sup>23</sup> 譲渡担保権の清算義務は、担保目的物の価格を評価し、債権との差額を支払う帰属清算型か、あるいは、担保目的物を売却し、そこから債権を回収した残額を支払う処分清算型によって果たされる。

# 所有者不明土地問題について

業務部理事 内 平 晃 二

近年「所有者不明の土地問題」が大きな問題となっています。背景として人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口の移動により土地の所有意識の希薄化などがあります。今後も相続機会の増加に伴い所有者不明の土地は増加の一途をたどることが見込まれています。

この対応として「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（以下特措法）が平成30年11月15日施行（一部は平成31年6月1日施行）されました。

一般的にいわれている所有者不明土地（特別法は別の定義）とは下記のような土地を指します。

- ・所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていない土地
- ・台帳間の情報が異なるなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人も含む。以下同じ。）の特定を直ちに行うことが難しい土地
- ・所有者を特定できたとしても、転出先・転居先が追えないなどの理由により、その所在が不明である土地
- ・登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地
- ・所有者の探索を行う者の利用できる台帳に、全ての共有者が記載されていない共有地など

この定義による国土交通省の発表では、平成28年度に地籍調査をした地区において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地は約20%程度あり、調査の結果最終的に所在が不明な土地は0.41%となっています。また所有者不明土地問題研究会の調査推計では全国の所有者

不明の土地の割合は20.3%であり、地籍調査の結果とほぼ一致しています。具体的には所有者不明の土地面積は約410万haあり、九州の面積368万haを上回るという衝撃的な結果であり、この問題の重大さがよくわかります。

冒頭の特措法の概要は下記の三つの仕組みが創設されたことです。

（1）公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）や地域住民等の福祉・利便の増進に資する事業について、都道府県知事が公益性を確認し、一定期間の公告に付した上で、利用権（上限10年間）を設定できる制度の創設。

（2）土地の所有者の探索のために必要な公的情報について、行政機関が利用できる制度や長期間相続登記等がされていない土地について長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度の創設。

（3）所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度の創設。

以上所有者不明の土地問題の重大性や特措法について記載いたしました但实际上に土地を使用する前提として境界の確定を求められることが多くあります。

境界については私ども土地家屋調査士以上のプロは存在しておらず、日々の業務においても所有者不明土地との境界確定を代理する立場にあります。特措法の本格運用が行われる今年には私ども土地家屋調査士の活躍が社会的により重要とされ、より必要とされる年となるのではないかと思います。



# 小言幸兵衛の英語奮闘記

西福岡支部 山本 繁 樹

## 1. プロローグ

合格率10%前後の測量士試験にやっとのことで合格した。偏差値を求めるのに偏微分や行列式を学ばなければならなかった事には少々閉口したが、合格してしまうと目標が無くなり、ぽっかり大きな穴が開いたような空虚な日々が続いた。人間というものは、いや、小言幸兵衛自身の固有のことかも知れないが、目標があってそれに向かって少しずつ近づけるような日々でなければ充実した人生は送れないような気がしている。喜びというものも苦勞して勝ち取らなければ、充実した大きな喜びにはならないのではないのだろうか。

登山家が命がけで険しい山に挑む。苦しさが多ければ多いほど、山頂に立った時の喜びは大きいものになることだろう。

前置きが少し長くなってしまったが、とっくに還暦は過ぎて古希に近づく小言幸兵衛ではあるが、60歳越えの手習いとして、新たに決意して英語を学ぶことにした。

## 2. 英語に関する考察

現在、毎週2時間英会話を学んでいるが、この英語の先生は英語教育における学校批判を毎回展開してくれる。中学高校で6年間学んでおり、大学まで含めると10年間も学んでいるのに、挨拶1つも出来ないというのが、毎回の授業での枕詞になっている。

それは違うのだと小言幸兵衛は確固たる信念をもっている。昔から教育というのは、【読み・書き・算盤】と言われてきた。よく聞くとかよく話すというのは、環境さえ整えば誰でも「門前の小僧習わぬ経を読む」の例えの通り出来ていたものだ。我々までの英語教育は【聞く】【話す】【読む】

【書く】の4つの中で、【読む】【書く】を中心とした教育であった。恐らく明治以来、外国の文献を英語で理解出来るように、営業上の取引にまつわる契約書も充分理解出来る事が主体であったと思われる。このような状態の時に、会話が大事だと【聞く】【話す】を中心にした教育を始めたとしたらどうなるだろうか。

まず、正確に発音出来る先生がいない、せっかく覚えても話す相手である外国人がいないのでは、勉強のしようがないではないか。外国に長く住んでいると、日本語がすんなり出てこないという。会話は絶えず継続してこそ維持できるものだろう。

学校教育でしっかり英文法を学んだ者は、英会話を練習してもその上達は群を抜いているという。学校教育は無駄ではなかったし、英語の基礎編を学んだのだと思った方が良いのかも知れない。今ではその環境も変わり、ネットでお手軽にネイティブの英語が学べるし、海外旅行も格安で行ける時代となっている。

## 3. 現状の英語教育とは

さて、現在の学校教育はどうなっているのだろうか。

今年の高校入試問題を見てみると、ヒアリングが多く入っている。これから読む英語の文章に当てはまるカードはどれですかといった問題だが、大きい犬と小さい犬、白くて耳だけ黒い犬、黒くて耳だけ白い犬の組み合わせから選ぶという結構紛らわしい問題であった。長文読解も国語の長文読解と同じで、自分の考えを英語で書くようになっている。

うわべだけの英語教育なら高校入試問題であっても苦勞することだろう。早めに卒業して

いて良かったと胸をなで下ろす小言幸兵衛であった。では、今年九州大学の英語問題はと、ちょっと見てみると、勿論ヒアリングもあるのだが、長文読解の文章の長さに驚く。それも1問だけではなく何問もある。この問題を短時間で理解し解答するとなると、正確な英文法と膨大な語彙及び不明単語の推理力と読解力が必要となるだろう。今の大学受験生は大変な艱難辛苦を背負っているのだと、しばし呆然とした。

#### 4. 英語達人の考え

少し横道に反れたようなので、本題に戻ろう。第14代一橋大学学長であった石弘光先生は、英語の学び方の中で、「聞くのは出来るが話すのが苦手」だとか、「読み・書きは出来るが聞く・話すのが苦手だ」という人がいるが、この人たちはビギナーであると言い切っておられる。

聞くのは相手主導であり、アナウンサーのように、明瞭に話すとは限らない、場合によってはかなりの訛りがあったりすると言っておられる。相手の言っていることが充分理解できるのであれば、こちらは、イエスかノー、首を縦に振るか横に振るかで、意思表示は出来てしまう。また単語を並べるだけで、会話は出来ることだろう。

また書くことも非常に難しいと言っておられる。多分学術論文を書かれているために、難しさが人並み以上に分かっておられるのだと思う。

#### 5. 英語教育のまやかしに乗るな

最近のYouTube動画をみると、使用前と使用後の1ヶ月での成果として、英語での自己紹介を載せて、たった1ヶ月でこれだけ上達したと宣伝しているものがある。

これを見て、私でもこんなに喋れる様になったらと入会した人も多いことだろう。

だが、間違えないで欲しい。恐らく使用前の自己紹介はぶっつけ本番で考え考え喋っているから当然練習なしだから、この様なものであろうと思われる。使用后というのは、自己紹介文を自分で書いて、添削してもらい、これを何回か音読して覚えてしまう。そうすれば、すらすらと英語での自己紹介も出来ることだろう。だからといって、アメリカ人と対等に会話出来るよう

になったと思ったら大間違いである。これぐらいの練習では相手の話していることは、絶対聞き取れないと断言できる。

#### 6. 英語についての私の体験

【聞く】事が非常に難しいと理解した上で、何故に難しいのだろうかを再度考えてみた。

5つの母音しか使わない日本語を母語とする私たちは聞こえない音を聞かなければならないことも難しい要因であろうが、最近判ったのは、リエゾン（リンキング）という現象が起こっているという事実であった。ある先生はこれを言葉の化学反応と述べられていた。

言葉1つ1つは単語の発音通りだが、2つ繋がると発音が違ってくるとのことだ。例えば、Pick upはピックアップではなくピカップと発音する。Kind ofはカインダ、front ofはフロントブ、going toはゴナ、want toワナという具合に発音しているのである。

明治時代、手紙には、「てふてふ」と書いてあるが読む時には誰一人、「てふてふ」と読む者はいない。誰もが「ちょうちょう」と読んでいたのである。なんだかこれと似たような感じで、これじゃ英語は聞き取れるはずがないと思った次第である。

更にもう1つ付け加えておきたいことがある。英会話学校に通って、アメリカ人講師に自分の話す英語が通じたからといって、安心してはならないということである。英語講師は日本人の癖を理解しているから意識して理解してくれていると思った方が良いでしょう。20数年前になるが、会社の報奨旅行にて、ニューヨークに1週間ばかり観光地巡りをしたことがあった。毎晩、毎晩ハンバーグとステーキばかりだと同じ匂いが鼻についてくる。小言幸兵衛は郷に入れば、郷に従えで大丈夫だったが、先輩の一人が、うどんを食べたいと言い出した。そこで、ホテルのフロントにて、ジャパニーズヌードルと身振り手ぶり宜しく、何度も発音を変えて、うどん屋を知っているかと尋ねてみたが、ついに通じなかった。最後には、フロントマンは、にやりと笑って、ヌーディストクラブかと間違う始末であった。

このようにまだ1度も日本の土を踏んだこと



のないアメリカ人と話すことは至難の技だと覚悟していた方が良いでしょう。

小言幸兵衛は英会話という表現は好きではない。会話という限りはその中身が重要だからである。中身の充実はどうすればよいのか。それは国語力を更に身につけることだと思っている。

昔、瀬戸内海の漁師さんが、良い魚を取る為に山の手入れをすと言い出して、気が狂ったかと、周りを驚かせたようである。山の手入れをすれば、山の養分が海に流れ出てくる。それを微生物が集まって食べて増える。それを小魚が食べるという食物連鎖が始まると考えたわけである。今ではこの考えは当たり前として定着している。英語を勉強しても自分の国語力以上には上達しないものである。

蟹はおのが甲羅の大きさに穴を掘るという例えもある通り、まずは国語力の強化である。

しかし国語ばかりでは一向に英語力は上達しないので、今は平行して英語と国語を勉強することにしている。総合図書館にて、毎月10冊以上は読破して、ボケ防止に努めている。

今、巷で大変儲かる商売として、英会話とダイエットが注目されている。これらはほとんどが途中で挫折するから三日坊主商売と呼ばれているらしい。やかましく言われながらやらされるのは奴隷と同じだし、授業料も大変な金額になることだろう。ちなみに、結果にコミットする英会話学校では、入会金5万円で、2ヶ月間の授業料32万8,000円となっている。しかも終了すれば、元の木阿弥になること間違いなしだから自学習でレベルアップを図りたいと考えている。

国家試験と違って、合格というゴールのない目標に向かって、気長に根気強く勉強していきたいと思っている。

## 7. エピローグ

蛇足とは思うが、これから私も英語にチャレンジしたいと思う方々のために、効果ある学習方法を紹介しておきましょう。

「同時通訳の神様」と言われた國弘正雄氏の英語勉強法「只管朗読」という方法です。

道元禪師は悟りを得るには、只、座禅をすることであると只管打坐（しかんたぎ）を提唱された。

國弘先生は、これを受けて只管朗読（しかんろうどく）を提唱されたのであった。

中学生の教科書を音読せよと言われる。それも500回は読めと言われる。

これくらい読めば、英語そのものが体に定着するという。トロイヤ遺跡を発見した考古学者シュリーマンも同じ方法で、ドイツ語、英語、フランス語、オランダ語、スペイン語、イタリア語など18カ国語をマスターしたと言われている。

欲深くない小言幸兵衛としては、18ヶ国語なんてとんでもない、英語だけでよろしゅうございますと言っておきたい。

私は英会話を目標とはせず、アメリカ人と議論できるレベルで、欧米文学などスラスラ読んで理解できるレベルになりたいと思っている。

さて、海外での実践編を報告したい所ではありますが、もう紙面も底を突いた様です。

次回機会があればご報告することにしましょう。ご覧戴き誠に有難うございました。



# とりとめのない話

北九州支部 田 崎 実

開業してはや、33年目となった。

開業して間もない頃、北九州支部長の光安先生から広報協力委員の委嘱状を頂いてから、県会の広報部理事、広報部長と長年広報に携わっている。

なかなか土地家屋調査士の文字に所謂、新聞、雑誌、週刊誌等々、紙を媒体とした活字にお目に係るのはあまり無い。

土地家屋調査士の文字を見ると、良いに付け、悪いに付け、はっと釘付けになるのは私だけではないだろう。

最近、読んだ文庫本の中に土地家屋調査士の文字が出てきたので御紹介しよう。この本を読んだ方もいるかもしれない。原作のまま引用する。

「一度だけ、麻美子は伸吾の言うように父の居場所を探そうとした。手紙の消印のあった高岡市や滑川市の市役所に問い合わせればわかるのではないかと思ったのだ。しかし、戸籍謄本や住民票などの入手は本人とその家族しか出来ない。あるいは弁護士や司法書士、土地家屋調査士などが業務上に必要な場合は可能なようだが、それも正当な理由のある場合に限られているという。」  
「小杉健治『父からの手紙』／光文社文庫」

我々の職務上請求について文庫本『父からの手紙』の160ページに書いてあるので一読をお薦めする。

しかし、小杉健治氏は誰もが知っている弁護士、司法書士とは違って土地家屋調査士を知っているとは驚き。小杉健治氏の親戚か知人がいるのでは、とか、職務上請求の多い専門職の順を調べたのでは、とか色々考える。

まだまだ土地家屋調査士の認知度は低いと思う

ので、我々自身が業務を行う際に意識して少しずつ認知度を上げるように一人一人努力しなければならないと思う。境界立会いの時に土地家屋調査士の〇〇と名乗っても、隣接者から“ああ測量士さんね”と言われた時にはすかさず「いえ、土地家屋調査士です。」と私は言う様になっています。小さな積み重ねが大きな実りとなることを信じて。





# 隣接地境界立会と土地家屋調査士の 制度広報について

北九州支部 池田直之

平成 25 年度から県会の広報部理事を担当しております、北九州支部の池田直之と申します。理事になるまでは、総会にも積極的には出席しておらず、県会の動き等あまりわかっておりませんでしたが、理事になって4年が経とうとしておりまして、現在は、広報部長として大役を担わせていただいております。

調査士業務を行っている中で、いつも感じていたのが隣接地の境界確認のお願いに行った際に、土地家屋調査士の知名度が低すぎるということでした。

「土地家屋調査士の池田と申しますが」と言っても「？」という感じで、会員の皆様にも通じるところがあるかとは思いますが、「紹介されるときも測量士の池田さんです」と言われることが多く、以前はそのまま流しておりましたが、今は、土地家屋調査士の池田と申しますと言い直すように心がけております。

土地家屋調査士の最も大変な業務の一つである隣接地境界立会業務において、私は、人見知りの性格でもあり、毎回すごく難しい業務だと思っております。その際に、「あっ境界の（専門家の）土地家屋調査士さんね」と言ってもらえるようになったらどんなに仕事がしやすいことだろうと常々思っておりました。

県会の理事の広報活動として、以前の理事の方々から引き継いだ新聞広報、無料相談会、社会連携講座（寄付講座）等、また、制度広報のポスター設置、グッズ作成等をしてしておりますが、なかなか土地家屋調査士の認知度アップが実感されることはまだまだだと認識しております。

広報活動への予算組みをさせていただいておりますので、より効果的な広報活動をしていく必要があることを意識している中で、テレビCM、

テレビドラマ等であればすごく認知を高めるのに効果的かと思いますが、費用の面で限界がありますので、今行っている地道な広報活動を粘り強くしていくしかないし、それこそそういう感じが土地家屋調査士っぽいのではないかとも思っております。

来期以降は会員としての立場か理事としての立場かはわかりませんが、引きつづき土地家屋調査士の認知度アップについて意識しながら業務にあたっていきたいと思っております。

また、会員の皆様も、制度広報についてご意見・アイデア等ございましたら県会まで一報いただければ幸いと存じます。よろしく願いいたします。



広報キャラクター「地識くん」

# 我が子の中学受験

筑紫支部 吉田新一

約3年前、私の長女が中高一貫校の受験をし、無事に合格しました。

娘は少し変わった子で、特別頭が良いわけではないのですが、とにかく好奇心旺盛で何にでも興味を持ち、どんなことにでも挑戦したいと思う性格であります。

その娘が保育園の卒園まじか、保育園の友達が小学校受験をすることを知り、自分も受けてみたいと言い出し、駄々をこねたのです。私ども夫婦は小学受験どころか中学受験すら受けた事など無いので、どう対処してよいのか分からずとても困りました。

6歳の娘に理解できるか分かりませんでしたが、娘の気持ちを考えて、小学受験は間に合わないが、中学受験があることを伝えました。もちろん、娘が中学受験を本当にすることになるとは考えもしていませんでした。

娘が小学4年生の頃、「塾に行きたい、受験せないかんけん!」と言い出しました。そうです、娘は虎視眈々と中学受験を狙っていたのです。正直なぜ中学受験なのかという思いもあり、一時は反対もしましたが挑戦したいという娘の気持ちを尊重し、中学受験に挑む事となりました。

それから、娘はもちろん私ども夫婦も一緒になって受験勉強をすることになりました。家族全員で取り組んだものの、山あり谷あり、それはそれは大変な日々でした。

しかし、その甲斐あって娘は希望中学校ではありませんでしたが、無事に中学受験を終えることが出来ました。

ところで、私が今回お話ししたいのは長女の話だけではありません。

私には次女がおります。長女とは違いとてもんびり屋さんで、我が道を行くタイプの性格です。

次女は3年前の長女の受験勉強を傍でずっと見ていました。その次女の口癖が「私は勉強嫌いやし、友達とも遊べんのはイヤだから受験なんか絶対せん!」でした。もちろん、私ども夫婦も中学受験は特別なものだから自分で勉強できる子供が受けるべきであると考えていました。

ところが、次女が小学5年生になる頃に耳を疑うような事を言い出したのです。「私もお姉ちゃんと同じ学校に行くために中学受験する!!!」とても驚きました。あんなに長女の姿を見ていたはずの次女までが、受験を希望するとは全く想像していませんでした。

しかし、私ども夫婦も2回目の事ですので、これと言って慌てることなく、それよりも長女の時の経験から得たものを次女には与えることができるという点では気持ち的に少し余裕すらあった気がします。

それからは、次女も長女同様眠い目を擦りながらコツコツと勉強に励んでおります。夜は妻の監視のもと遅くまで、朝は私に早くから起こされて早朝勉強、まさに受験勉強真っ最中であります。

皆さんがこの文章をご覧になる頃には既に受験が始まっております。

1月末には全ての学校の受験が終わり、それと同時に次女の中学受験が終わります。

結果はどうであれ、どこの学校に行くかではなく、それまでにどんな努力をしたか、そして行った学校でどんな勉強をするかが大事であることを受験が終わった後に次女に話をしたいと考えております。



# 大牟田市の世界遺産の紹介

大牟田支部 本田和男

福岡県の最南端、熊本県との県境に位置する大牟田市は江戸時代からの炭坑の街で、三井三池炭鉱として日本の産業の発展を支えてきました。

かつて、炭坑の街として栄えた大牟田市は、基幹産業の衰退とともに人口が減少、厳しい財政状況が続いています。故郷の現状としては寂しい限りです。

平成 27 年 7 月 8 日に明治産業革命遺産の一部として世界遺産に登録されました。しかしながら、観光客がなかなか増加せず、市の担当者の方も苦心されているそうです。

そんな折、今回の寄稿文の依頼がありましたので勝手ながらこの場を借りて、大牟田市の世界遺産をPRさせて頂こうと思います。

## 《三池炭鉱の紹介》

文明元（1469）年、伝治左衛門という農民が山中でたき火をしていたところ、燃える石（石炭）

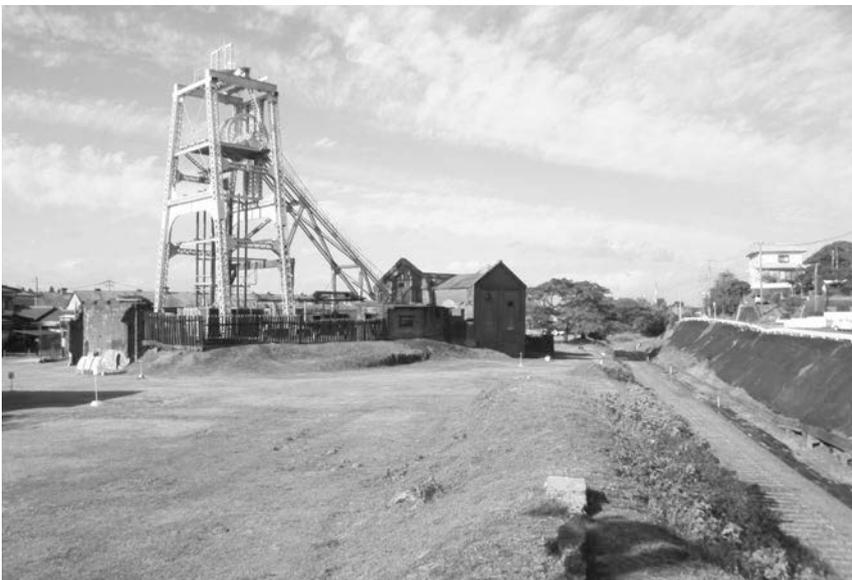
を発見し、享保 6（1721）年から石炭の採掘が始まりました。

明治 6（1873）年に官営化された三池炭鉱は、長崎の高島炭坑に続き西洋の技術を導入し、近代化が進み日本一の出炭量で当時の主要エネルギーだった石炭は火力発電や鉄道、船舶、製鉄所や工場などの燃料として明治産業革命の日本を強く支え、文明の近代化に大きな影響を与えてきましたが、燃料の主流が石油に代わっていく時代の中、平成 9（1997）年に閉山しました。

## 《世界遺産の紹介》

平成 27（2015）年 7 月 8 日、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」がユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界文化遺産に登録されました。現在、大牟田市の「宮原坑」、「三池炭鉱専用鉄道敷跡」、「三池港」もその構成資産となっています。

### 三池炭鉱宮原坑



三池炭鉱宮原坑  
人の昇降に用いた鋼鉄製櫓

・宮原坑は明治 31（1898）年操業し、当初は排水難から計画された坑口でした。その為、当時世界最大級の馬力を誇ったポンプを備え、排水難を解消し更により深い部分での採炭が可能となり、揚炭・入気・排水・人員昇降等を兼ねる主力坑として大正期には最大出炭量が 51 万トンを超えるまでになりましたが、昭和 6（1931）年に閉坑となりました。

## 三池港

・三池港は明治35(1902)年に「100年先を考えた事業」として着工されました。有明海は干満差が最大5.5mと大きく、干潮時には数キロにわたり干潟が出現する所もあり、大型船の来航が難しく、搬出は小型船舶で対岸の南島原まで海上輸送し、積替え人夫の手で大型船に積み込んでいました。三池港完成前には三池炭鉱専用鉄道が三池港まで延長され、坑口から港まで連続した石炭運搬が可能となり、明治41(1908)年に開港してから110年経過した現在も現役の港湾です。



## 三池炭坑専用鉄道敷



・三池炭鉱専用鉄道敷は、明治24(1891)年に開通し、最盛期には総延長150kmにも及び、石炭や炭坑資材など重い荷物を運ぶため、坂道の少ない平坦な土地に作り変え線路が敷設されています。

鉄道敷に沿って市道が走っている箇所もあり間近で鉄道敷きの地形を見学する事ができます。現在もJR線に繋がる約1.5kmが企業により使用されています。



世界遺産のご紹介をしましたが、大牟田市には国や県登録文化財が多数点在しており、大牟田市旧庁舎も国登録文化財となっております。

拙い説明ですが、興味を持たれた方は、大牟田市世界遺産の関連施設の見学にお越しく下さい。



# 社会貢献活動 北九州支部 「北九州マラソン2018ボランティア」参加報告

北九州支部 千坂昇平

北九州支部の社会貢献事業の一環としまして、毎年参加している北九州マラソン2018のボランティアに今年も参加いたしました。平成30年2月18日（日曜日）に開催され、当日は晴天にも恵まれランナーの方も気持ちよく走ることができたのではないのでしょうか。

今回で5回目の開催となる北九州マラソンは1万人を超えるランナーが参加する北九州市の一大イベントで、北九州支部の会員も数名エントリーしていました。

今大会には最強の市民ランナー川内優輝選手もエントリーし、話題となりました。

ボランティアには前日のランナー受付に10名、当日の給水に20名の会員が参加し、小倉駅近くの浅野付近（20km地点くらい）の給水ポイントで給水活動をしました。

前日のランナー受付は「明日は頑張ってください」などと声をかけつつゼッケンなどを手渡し、当日の給水はコップを走りながらでも取りやすいように、コップには量を多く入れすぎないなどランナーの為に考え、またボランティア経験者の方に教えていただきながら、ランナーを一番間近に応援し楽しく活動しました。

他団体のボランティアとの交流ができ、読売新聞にも取材していただき翌日の新聞も取り上げていただき嬉しかったです。

今後もランナーの方々には北九州市の街を気持ちよく走っていただく為にボランティアは続けていきたいと思いました。



## 第33回筑後川河川美化 「ノーポイ運動」に参加して

久留米支部 副支部長 荒井 誠 一

平成30年10月28日（日）に「ノーポイ運動」に参加しました。

この「ノーポイ運動」は、筑後川の河川美化を目的として、官公署と協力事業団体が行うボランティア活動です。久留米市都市建設部河川課から案内が福岡県土地家屋調査士会久留米支部にあり、支部会員に参加を促しました。前日の27日は、久留米支部の日帰り親睦旅行で、復興支援を含めての朝倉方面に行ったばかりでした。参加人数を心配しましたが、9名集まり活動をしました。会員の息子さんも来られ積極的にゴミ拾いをしているのを見て、感心させられました。

作業場所は、筑後大堰から下流へ約800m左岸の区間で、他の3・4事業団体と共同で作業を行いました。久留米支部会員は、日々現場作業をしている為か積極的に草が茂る堤防の法面の中に入り活動しました。

9時から11時までの作業時間でしたが、想像以上にゴミを集めることが出来ました。毎年の運動なので支部会員に定着してもらえればと思い帰路につきました。





## 新入会員の紹介



いりえ けいすけ  
入江 啓介

登録番号 福岡 第2313号  
入会年月日 平成29年12月1日  
所属支部 西福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

登録して一年が経ちます。まだ取扱い件数は少ないですが、社会に貢献できる一員になれるよう日々努力、勉強してまいります。



くろいわ しゅんぺい  
黒岩 舜平

登録番号 福岡 第2314号  
入会年月日 平成30年1月22日  
所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

業務経験も社会経験も不足しているため至らぬ点が多々あるかと存じますが、先生方のような立派な土地家屋調査士になるべく日々精進していききたいと思っております。



たかしま ひろゆき  
高嶋 宏行

登録番号 福岡 第2315号  
入会年月日 平成30年1月22日  
所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

補助者時代の経験を基に、一つ一つの業務を堅実にやり、日々研鑽していきたく思います。まだまだ若輩者ですが、よろしくお願い致します。



はなもと ごう  
花本 豪

登録番号 福岡 第2316号  
入会年月日 平成30年1月22日  
所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

平成30年1月に登録をしました花本豪と申します。まだまだ新人ですが、知識と経験を積み1人前目指して頑張ります。見かけた時は声を掛けて頂ければ嬉しいです。よろしくお願い致します。



かわかみ たかひろ  
川上 隆裕

登録番号 福岡 第2317号  
入会年月日 平成30年2月1日  
所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

福岡中央支部に入会いたしました川上です。15年前に資格を取得しやっとの思いで登録いたしました。まだまだ未熟者ではございますが精一杯尽力して参りますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。



ひが くにこ  
比嘉 邦子

登録番号 福岡 第2318号  
入会年月日 平成30年2月1日  
所属支部 東福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

現場経験が浅く未熟ではありますが、先輩方のアドバイスを頂きながら研鑽して参りますのでご指導の程、宜しくお願い致します。

## 新入会員の紹介



まつお よしたか  
松尾 良隆

登録番号 福岡 第2319号

入会年月日 平成30年2月1日

所属支部 北九州支部

### 抱負・自己アピールなど

地方公務員を定年退職後に開業した変わり種です。

お客様のご相談に真摯に対応し、地域に恩返しをしたいと考えています。



うえき しんや  
植木 信也

登録番号 福岡 第2320号

入会年月日 平成30年3月12日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

住宅メーカーの現場監督から、この世界に転職致しました。

わからない事だらけで日々勉強ですが、一生懸命頑張りますので、ご指導宜しくお願い致します。



はんだ ゆかり  
半田 ゆかり

登録番号 福岡 第2321号

入会年月日 平成30年3月12日

所属支部 北九州支部

### 抱負・自己アピールなど

平成30年3月に入会した半田です。

まだまだ経験が浅いので、すべてが勉強の毎日です。

どうぞよろしくお願いいたします。



まつお ようすけ  
松尾 洋助

登録番号 福岡 第2322号

入会年月日 平成30年4月2日

所属支部 北九州支部

### 抱負・自己アピールなど

気は優しく力持ち！「松尾です。」

今までは、松尾隆夫大先生の参謀として陰に居ましたが、これからは、先陣を切り業務に励んで行こうと思います。

専門性の高い業種なので、確実に業務を進める事を心掛けます。よろしくお願いいたします。



やまぐち じゅん  
山口 純

登録番号 福岡 第2323号

入会年月日 平成30年4月20日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

今年度入会しました山口です。

愚直に目の前の仕事に全力投球したい、それが私の抱負です。

今後ともご指導の程よろしくお願いいたします。



みつやす たかとよ  
光安 隆豊

登録番号 福岡 第2324号

入会年月日 平成30年5月1日

所属支部 筑紫支部

### 抱負・自己アピールなど

筑紫支部に入会しました光安でございます。

実務経験はまだ浅いですが、諸先輩方に色々教わりながら調査士としての職責を全うし、

初心を忘れず頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。



## 新入会員の紹介



よしとみ のぶたか  
吉富 信崇

登録番号 福岡 第2325号

入会年月日 平成30年5月1日

所属支部 西福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

土地家屋調査士としての職責を全うすべく、  
精進してまいりたいと思います。



やひろ かんじ  
八尋 完至

登録番号 福岡 第2326号

入会年月日 平成30年7月2日

所属支部 筑紫支部

### 抱負・自己アピールなど

資格を取ってからも補助者が長かったので、  
抱負と言われても少し困りますが、研修会や  
通達のチェックを行い、確実な調査士業務を  
行っています。



あさの たかのぶ  
浅野 貴伸

登録番号 福岡 第2327号

入会年月日 平成30年8月10日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

以前は山口会で6年間お世話になっておりましたが、この  
度8月より縁あって福岡中央支部の会員になりました。  
釣りやドライブが生活の一部のような自然が多い所に住んで  
いましたので、これからは趣味として活かしたいと思います。  
そして今の環境を有難く感じ、調査士業に専念致したいと  
思っておりますので、宜しくお願い致します。



たちばな まさき  
橋 正樹

登録番号 福岡 第2328号

入会年月日 平成30年8月20日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

土地家屋調査士として品位を保ち、時代に  
合った提案ができるよう自己研鑽していきたい  
と思います。また大阪で補助者を主にしており  
ましたので福岡に一日でも早く溶け込めるよう  
頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。



いしだ おさむ  
石田 理

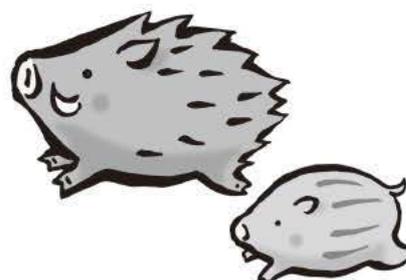
登録番号 福岡 第2329号

入会年月日 平成30年10月22日

所属支部 飯塚支部

### 抱負・自己アピールなど

開業間もありませんが、日々是研鑽に努め、  
以て国民の安心安全な不動産取引に寄与できる  
よう精進致します。



## <福岡県土地家屋調査士会ホームページ>

### 会員専用サイトへのログイン方法



図1 県会サイトTOPページ

1. 県会サイトトップページの左図の赤丸部分の①～③のいずれかをクリックします。



図2 ログイン認証画面

2. 図2のログイン認証画面が表示されますのでユーザー名とパスワードを入力しログインボタンをクリックします。

(ユーザー名とパスワードは、平成29年4月13日に福調発第27号にてお知らせしています。)



図3 会員サイトTOPページ

3. 認証成功後に図3の会員サイトTOPページが表示されます。

#### 図3 会員サイトTOPページ

- ・キーワードから探す
- ・カテゴリから探す
- ・会員向け更新情報
- ・県会からの発信文書
- ・スケジュール
- ・各種ダウンロード
- ・研修動画
- ・資料センター
- ・境界問題解決センターふくおか



## 県会からの発信文書

県会からの発信文書最新5件を掲載しています。全ての発信文書を見る場合は下記の「もっと見る」ボタンをクリックしてください。

2017年12月1日 [福調発第575号 第13回特別研修の二次募集について](#)  
 [第13回特別研修 申込書データ（新規受講・再受講用・再考査・聴講用）](#)

2017年12月1日 [福調発第573号平成29年度補助者研修会資料について](#)  
 [【県会社へメール】研修会資料のホームページ掲載場所について](#)

2017年11月30日 [福調発第567号業界特定制度の活用について（御依頼）](#)

2017年11月24日 [福調発第556号【再募集】平成29年度補助者研修会開催通知](#)  
 [《再募集》【申込書】平成29年度補助者研修会](#)

2017年11月22日 [福調発第553号平成29年度第3回全体研修会追加資料について（ご案内）](#)  
 [【県会社へメール】研修会資料のホームページ掲載場所について](#)

## カテゴリから資料を探す

カテゴリ一覧		
会則・規則・税理等	届出・申請等	調査士法人関係
土地家屋調査士登録証明書	職印証明	戸籍謄本等職務上請求書
研修会資料	支部関係	法務局関係
業務に必要な資料	オンライン申請	公共基準点
入札関係	官民境界	年計報告書
Legal Garden	東京法経学院	国民年金基金
研修関係	広報関係	財務関係
社会事業部関係	会議議事録	常任理事会資料
理事会資料	支部長会資料	日調連関係
その他		

## 会員向 更新情報

2016年9月26日 平成28年第2回全体研修会（平成28年9月13日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H28第2回全体研修会）

2016年7月22日 平成28年度第1回全体研修会（平成28年6月28日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H28第1回全体研修会）

2016年2月19日 平成27年度第3回全体研修会（平成28年1月21日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H27第3回全体研修会）

2015年8月31日 平成27年度第1回全体研修会（平成27年8月4日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H27第1回全体研修会）

2015年1月5日 平成26年度第3回全体研修会（平成26年12月4日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H26第3回全体研修会）

## スケジュール

2017年12月2日  
[専任連「くらし・事業なんでも相談会」](#)

2017年12月3日  
[第5回理事会（持出し会議）](#)

2017年12月4日  
[九州大学 社会連携講座 第10回講義](#)

2017年12月5日  
[福岡中央支部 執行部会](#)

2017年12月5日  
[東福岡支部 評議員会](#)

[カレンダーを見る](#)

# お知らせ

## 補助者に関する届出等について

会員の補助者に関する使用届及び届出事項変更届、退職届、補助者証の期限切れについて、ご確認ください。

手続きに必要な書類等は、県会ホームページをご覧ください。

県会ホームページ>会員サイト>各種ダウンロード>届出・申請等>補助者関係

(※調査士法人については調査士法人関係>調査士法人関係一覧>法人の補助者関係)



**土地家屋調査士補助者証**

事務所  
福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号  
ライフピア舞鶴201号  
土地家屋調査士氏名 調査士 太郎  
登録番号 福岡第1111号  
電話番号 092-741-5780

発行日 平成24年 1月 1日  
有効期限 発行日から5年間  
発行番号 第0220001号  
左の者は当会会員上記土地家屋調査士の補助者であることを証明する

調査士 花子  
昭和25年 7月31日生

福岡県土地家屋調査士会

ご確認ください。

有効期限は発行日から  
5年間です!

1. 本証は業務執行中常に携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはならない。
3. 退職したときは15日以内に本会に返納すること。
4. 記載事項に変更を生じた場合は15日以内に本会に提出し訂正を受けること。

福岡県土地家屋調査士会 電話 092-741-5780



広報キャラクター「地識くん」

# 会長会務日誌

## 平成29年度

- 12月 3日 第5回理事会  
5日 政治連盟との意見交換会  
7日 第8回総務部会・第5回財務部会合同会議  
15日 第7回常任理事会  
22日 平成29年度土地家屋調査士試験合格証書伝達式  
及び本会入会等説明会
- 1月 5日 福岡法務局長への年始挨拶  
9日 九州ブロック協議会合同研修会  
11日 事務局職員の採用試験  
第9回総務部会  
16日 平成29年度第1回福岡県公嘱協会と福岡県調査士会  
と福岡県政治連盟との協議会  
17日 第2回全国会長会議  
平成30年新年賀詞交歓会  
18日 第2回全国会長会議  
23日 新入会員の入会届受理時の面接  
第4回正副会長会議  
24日 新入会員の入会届受理時の面接  
26日 新入会員の入会届受理時の面接  
27日 九州ブロック協議会第5回会長会議  
28日 九州ブロック協議会第5回会長会議  
29日 九州ブロック協議会第5回会長会議
- 2月 6日 事務局職員の採用試験  
7日 平成29年度第10回総務部会・第6回財務部会  
合同会議  
9日 平成29年度第2回福岡県公嘱協会と福岡県調査士会  
と福岡県政治連盟との協議会  
13日 第8回常任理事会  
平成29年度顧問等会議  
16日 第3回支部長会議  
23日 聴聞会の開催  
26日 新入会員の入会届受理時の面接  
第6回理事会
- 3月 6日 第11回総務部会  
平成29年度四団体の意見交換会

- 15日 第9回常任理事会  
26日 福岡法務局長退任挨拶  
28日 当会会員に対する福岡法務局長の懲戒処分立会

## 平成30年度

- 4月 3日 第1回総務部会・第1回財務部会合同会議  
福岡法務局長新任挨拶  
6日 九州ブロック協議会第1回会長会議  
7日 九州ブロック協議会第1回会長会議  
13日 第1回常任理事会  
16日 平成29年度期末監査  
20日 第1回理事会  
24日 第77回定時総会議案書の最終校正  
27日 新入会員の入会届受理時の面接  
久留米支部 第65回定時総会
- 5月 15日 北九州支部 第70回定時総会  
16日 第1回注意勧告理事会  
22日 福岡県弁護士会役員新任挨拶の対応  
第2回常任理事会  
第77回定時総会の議事進行等に関する  
議長等との事務打合せ会  
28日 第1回制度対策委員会  
29日 (公社)福岡県宅地建物取引業協会  
平成30年度定時報告会懇親会
- 6月 2日 九州ブロック協議会第2回会長会議  
九州ブロック協議会平成30年度定時総会  
3日 九州ブロック協議会平成30年度定時総会  
6日 第2回総務部会・第2回財務部会合同会議  
14日 第2回制度対策委員会  
福岡県公嘱協会と福岡県土地家屋調査士会  
との意見交換会  
15日 第3回常任理事会  
19日 日調連 第75回定時総会  
20日 日調連 第75回定時総会  
25日 新入会員の入会届受理時の面接  
第2回理事会

- |        |   |        |                               |
|--------|---|--------|-------------------------------|
| 7月 5日  | 第2回業務部会   | 15日    | 平成30年度中間監査                    |
| 10日    | 福岡県行政書士会との打合せ                                       |        | 第4回九州ブロック協議会会長会議に<br>関する打合せ   |
| 11日    | 第3回総務部会   |        |                               |
|        | 第2回社会事業部会   | 20日    | 第4回九州ブロック協議会会長会議              |
| 19日    | 第1回正副長会議  | 21日    | 第4回九州ブロック協議会会長会議              |
|        | 会則第105条による指導  |        | 九州ブロック協議会沖縄ゴルフ大会前夜祭           |
|        | 第1回支部長会議  | 22日    | 九州ブロック協議会沖縄ゴルフ大会              |
| 21日    | 南部地区支部長会議定期総会                                       | 25日    | 第4回理事会                        |
| 25日    | 第2回注意勧告理事会  | 30日    | 元会員に対する福岡法務局での聴聞会立会           |
|        |   |        |                               |
| 8月 1日  | 新入会員の入会届受理時の面接                                      | 11月 2日 | 第7回総務部会                       |
|        | 第3回注意勧告理事会  |        | 第4回制度対策委員会                    |
| 3日     | 新入会員の入会届受理時の面接                                      | 6日     | 平成30年度日本測量協会九州支部幹事会           |
|        | 九州ブロック協議会第3回会長会議                                    | 8日     | 新入会員の入会届受理時の面接                |
| 4日     | 九州ブロック協議会第3回会長会議                                    |        | 第2回支部長会議                      |
| 7日     | 第4回総務部会・第3回財務部会合同会議                                 | 9日     | 国民年金基金第71回代議員会                |
|        | 第2回研修部会   | 16日    | 第6回常任理事会                      |
| 8日     | 福岡県との災害協定締結式  | 19日    | 元会員に対する福岡法務局の懲戒処分立会           |
| 17日    | 第4回常任理事会  | 20日    | 岡田連合会会長との意見交換会                |
| 23日    | 平成30年度福岡法務局と福岡県土地家屋<br>調査士会との事務連絡協議会                |        | 国際地籍シンポジウム（福岡市開催）<br>歓迎レセプション |
| 24日    | 第3回理事会  | 21日    | 国際地籍シンポジウム（福岡市開催）             |
| 29日    | 第1回全国ブロック会長会議                                       |        |                               |
| 30日    | 第1回全国ブロック会長会議                                       |        |                               |
|        |   |        |                               |
| 9月 3日  | 第5回総務部会   |        |                               |
|        | 専団連第28回定期大会   |        |                               |
| 5日     | 会員の調査士業務に係る事情聴取                                     |        |                               |
| 7日     | 第18回葉月の会（宮城会）                                       |        |                               |
| 8日     | 第18回葉月の会（宮城会）                                       |        |                               |
| 11日    | 第11回国際地籍シンポジウム実行委員会<br>平成30年度土地家屋調査士会総務担当者会<br>同の議題 |        |                               |
|        |   |        |                               |
| 10月 4日 | 第3回制度対策委員会  |        |                               |
|        | 新入会員の入会届受理時の面接                                      |        |                               |
| 5日     | 第6回総務部会・第4回財務部会合同会議                                 |        |                               |
| 9日     | 第1回全国会長会議   |        |                               |
| 10日    | 第1回全国会長会議   |        |                               |



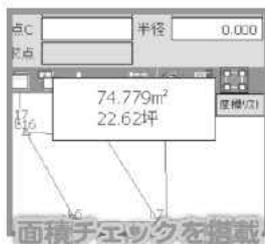
全国125局の登記所導入実績 !!

# Pocket Neo

ポケットネオ スリー

現場作業が事務所作業を徹底軽減 !!

新機能+新ハードでさらなる効率アップ !!



面積チェックを搭載



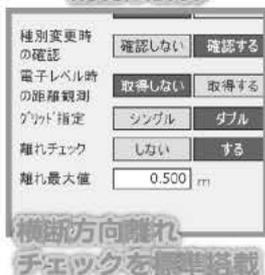
隅切り計算



GPS杭探査を搭載



路線データ持ち出し  
杭打ちを標準搭載



横断方向離れ  
チェックを標準搭載



TS精度点検  
3プログラムを搭載

観測の「その後」も万全にフォロー !



ワンマン測量に最適 !

ハイブリッドコントローラ !



REC 切替

TS 旋回

自動視準

トラッキング

ガイドライト

自動追尾

超音波モーターでダイレクトドライブ ! !  
プラットフォームを1から見直した超コンパクトなボディ  
モータードライブTS ながら 5.7kg を実現 SIM スロットを搭載 !  
トータルステーションもIoT の時代へ !  
あらゆる環境試験をクリアしたトプコンクオリティ

「自動視準」

「自動対回」

「自動追尾」

「TS 旋回」



**GT**  
Geodetic Total Station

**TOPCON**  
最速・最小・最軽量  
ロボティックトータルステーション



『見る・測る・計る・つながる・集約する』

すべての情報が融合し新たな付加価値を与える時代へ。 IA20181001-01



WING over the World  
**アイサンテクノロジー株式会社**

<http://www.aisantec.co.jp>

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-1-10  
TEL : 092-482-6123 FAX : 092-482-9377  
URL : <http://www.aisantec.co.jp/>

日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

# 損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい  
桐栄サービスの願いです

## 職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

## 団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。（最長1年間）

## 団体総合生活補償保険

保険期間中、国内外を問わず  
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。  
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

## 測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

## 団体扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店

有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166 FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

# 土地家屋調査士 通信教育

新

# 最短合格講座



毎月1日  
開講!  
入学随時!

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ DVDタイプ  
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習する必要があります。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材「(択一)新・合格ノート」と「書式攻略ノート」を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。「短期集中プログラム」に基づいた「新・最短合格講座」は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

**内堀 博夫**  
レクチャー 本学院専任講師

## すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という2つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「新・合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

### ●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「新・合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

### ●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

### 使用教材

学習補助教材	土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	平成29年度 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一学習用教材	テキスト 新・合格ノートⅠ 不動産登記法編 (総論、表題部所有者、土地)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅡ 不動産登記法編 (建物、区分建物、申請書様式)	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅢ 民法・土地家屋調査士法編	1冊
	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
書式学習用教材	測量・面積計算&図面作成 (第五版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子 (練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子 (練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子 (練習問題用)	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅠ (民法、土地家屋調査士、総論) (第五版)	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ (土地、建物、区分建物) (第五版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ (土地) (第二版)	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ (建物、区分建物) (第二版)	1冊
提出課題	問題編 (択一5回/書式3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編 (各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式 (問題編・解説編)	各1冊
	DVDまたはダウンロード (WMV) ファイル (約2時間30分/1巻)	全45巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」 (直角二等辺三角形 (2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

本誌をご覧の方は、**特別減免学費**でお申込みできます。



学費 (税込) **土地家屋調査士 新・最短合格講座**

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 218,000円
- 特別減免学費 163,560円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 189,000円
- 特別減免学費 141,960円

高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453  
★FAX. 03 (3266) 8018  
★HP. <http://www.thg.co.jp>

**東京法経学院**

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカパビル1階



資料請求



## 【好評図書のご案内】

Now  
Printing

### 改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 680頁(予定) 本体6,400円+税

- 土地境界について体系的・網羅適に扱う唯一の理論書。新たな裁判や実務動向を踏まえた、待望の改訂版。
- 境界の判定手法とその理論のみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について、法律問題に立脚して言及。



### 先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 本体4,300円+税

- 事務処理上有益な「主要79先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 主要先例に関連する「関係30先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を「新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（4、5巻）」にて確認できるよう工夫。



### 先例から読み解く! 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円+税

- 事務処理上有益な「主要97先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 関連する「関係83先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を「Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ（1～3巻）」にて確認できるよう工夫。



### 相続財産管理人、 不在者財産管理人に関する実務

財産管理、相続人の探索、選任の申立て、相続放棄の対応、  
権限外行為許可、相続財産の清算、登記、不在者への対応、失踪宣告

正影秀明 著 2018年3月刊 A5判 656頁 本体5,000円+税

- 手順のフローチャート、裁判所への申請書類、申立書、公告の記載方法、不動産の清算、登記を網羅。1冊で相続財産管理人、不在者財産管理人実務についてフォローする初任者からベテランまで必携の書。裁判所への「権限外許可審判申立書」等、関係書式を多数収録。財産を処分する際の登記実務についても解説。



### 相続実務が変わる! 相続法改正ガイドブック

安達敏男・吉川樹士・須田啓介・安重洋介 著

2018年9月刊 A5判 280頁 本体2,400円+税

- 改正に関する要綱仮案、中間試案、法制審議会部会の議事録、関連書籍や論文等から、相続法改正を徹底分析。
- 変更点が一目で一覽できる「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」の条文、及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律」条文を、巻末付録として収録。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp  
TEL (03)3953-5642 FAX (03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

# 3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへ

1982

福井コンピュータCAD誕生



TREND-T TREND-S

BLUETREND



Windowsに完全対応。



CALS/ECへの対応など急加速するデジタル化時代を  
背景に全国の測量・設計技術者から絶大な支持。



測量業界で求められる、属性・地図情報など  
高度化するデジタルデータに対応。



## 最強の64bitアプリケーション 「TREND-ONE」誕生!

処理データの大容量化、高速化、可視化、共同編集など、測量業界で欠かせない機能を装備し、変わらぬご支持をいただく「BLUETREND XA」。しかし、パソコン環境は進化し続け、いまや64bitパソコンユーザも一般的です。そんな環境を最大限に生かすため、最新・最強の測量CAD「TREND-ONE」が誕生しました。サイズの大きなデータも手軽に扱え、最小の手数で成果を作成できるようユーザー・インターフェイスも一新。かつてない強力がつ使いやすい環境で、飛躍的な効率化を体感してください。



測量CADシステム【トレンドワン】

福井コンピュータの測量業向けソリューション

"i-Construction" を強力に支援する  
3D点群処理システム!



TREND-POINT

3D点群処理システム【トレンドポイント】



軽快なフィールドワークを担う  
現場端末システム!



TREND-FIELD

現場端末システム【トレンドフィールド】



福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

<https://const.fukuicompu.co.jp>

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・埼玉・千葉・東京・横浜・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄



トプコンのソリューションが現場の生産性向上にプラス!



**最速・最小・最軽量** ※1

測量用アプリケーションMAGNET™ Field標準搭載

境界観測に  
便利!

Geodetic Total Station

**GT**

測量基本新機能!

GTシリーズだけのVサーチ機能搭載! ※2



ハイブリッド・サーベイ・システム

精度が必要な観測には自動追尾トータルステーション、スピーディーに広域現場などの多数の点の観測を行うにはGNSS受信機と、使い分けが可能です。



リモートコントロールシステム

**RC-5A**

データコレクタ

**FC-500**



ズレのない  
正確な観測

一連の動作を自動で!

1. 杭上の測点を正確に視準して水平角を観測
2. プリズム中心の鉛直角と斜距離を観測

※1 モータードライブ搭載のトータルステーションとして、2016年1月当社調べ  
※2 「Vサーチ視準機能」は、オンボードアプリケーション「測量基本CE」およびデータコレクタ用アプリケーション「基本観測」の機能です。

1人で誰でも簡単に素早く  
杭打ちができる!

マルチGNSS対応で  
圧倒的なパフォーマンスを実現!



杭ナビ



- 簡単操作で杭打ち・座標取得
- 自動整準で簡単設置
- コントローラーはAndroid 端末
- 追尾機能で1人で杭打ち
- 小型軽量コンパクト設計

Layout Navigator

**LN-100** シリーズ



Fix 時間  
高速

Fix 率  
向上

BeiDouで  
圧倒的な  
パフォーマンス  
Fix 範囲  
拡大

- 全ての衛星、全ての信号に対応
- 452ch、Vanguard Technology™ 搭載
- TILT™ 機能、電子気泡管表示
- LongLink 無線内蔵
- 外部GNSS アンテナも利用可能

マルチGNSS受信機

**HiPer HR**



株式会社 水上洋行

本社 〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭3-1-22  
北九州営業所 〒805-0061 北九州市八幡東区西本町2-4-5  
久留米営業所 〒839-0808 久留米市東合川新町7-44

福岡営業所 〒812-0042 福岡市博多区豊1-10-50

TEL 092-641-2561 FAX 092-641-2487  
TEL 093-671-0436 FAX 093-671-2896  
TEL 0942-45-8560 FAX 0942-45-8460

株式会社 トプコンソキア ポジショニングジャパン

福岡営業所 〒812-0042 福岡市博多区豊1-10-50 TEL 092-432-7295 FAX 092-432-7317

測量機器に関するご質問・ご相談

トプコン測量機器コールセンター 電話番号(フリーダイヤル) 0120-54-1199

受付時間9:00~17:35  
(土・日・祝日・トプコン休業日は除く)

## 正確な測量が 大切な財産を守ります

土地家屋調査士のみなさまへ朗報です！

土地空間情報の正しい把握、地図作成・情報更新まで、日々の雑多な作業を簡素化します。

### Leica TS13 トータルステーション

計測点・杭打ち点の多い現場で高い生産性を発揮する、効率的な測量の新スタンダード



### Leica GS07 スマートアンテナ

軽量・コンパクトと同時に信頼性の高いGNSSデータ

**2018年10月発売**



### Leica BLK360 イメージングスキャナー

重さわずか1 kg で簡単に持ち運び可能。  
シンプルにリアリティ計測を実現。



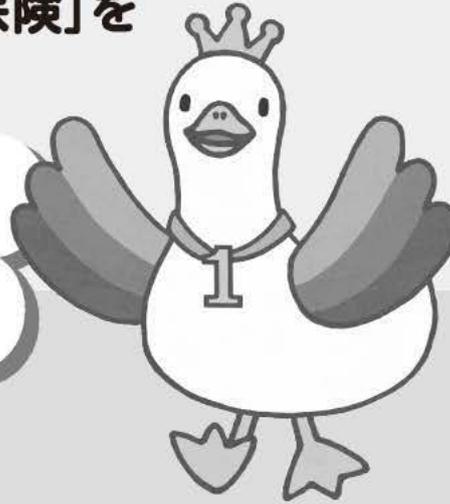
- when it has to be right

**Leica**  
Geosystems

これからの医療の進歩を見据え、  
「生きるためのがん保険」を  
新しくします。

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成29年度「インシュアランス生命保険統計号」

\\NEW/  
**生きるための  
がん保険**  
Days**1**



\\NEW/  
女性特有のがんにも手厚い  
**生きるための  
がん保険**  
Days**1**

\\NEW/  
あなたの保障を最新化  
**生きるための  
がん保険**  
Days**1**プラス

すでにアフラックの  
がん保険にご契約の皆様へ

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

**株式会社アンシン商会**

☎0120-5432-99 FAX 092-512-1486

〒815-0037 福岡市南区玉川町1-22

◎詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

**Affac**

**アフラック**  
福岡総合支社

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25  
キャナルシティビジネスセンタービル10階  
Tel.092-281-6703 Fax.092-281-7361

AF広宣第-3018-5002-1810008 1月12日

土地家屋調査士の皆さまへ 業務効率化をかなえる支援システムのご案内

**表示登記も、建物図面も、土地図面も、これひとつ。**

建物図面  
デモ動画  
配信中!

表示登記申請システム

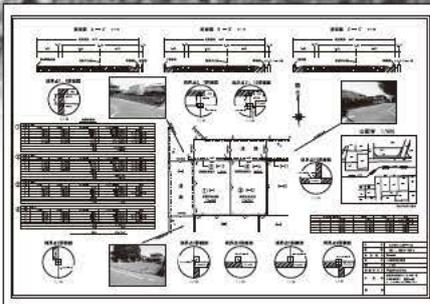
検索

調査報告書対応

**表示登記** 申請  
システム

+

**CAD** システム



書類を作り、現場を管理し、図面も描きます!

圧倒的な  
コスト  
パフォーマンス!

**¥321,500** (税別)

5年リース 月額 ¥5,975 (税別)

※年間保守契約が別途必要です

株式会社ビービーシー  
www.bbinc.co.jp

TEL 03-5909-5772  
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

東京  
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

受付

## まずは、お電話を!!

センター利用の前に、  
福岡県土地家屋調査士会などによる  
無料相談会をご案内できます。

福岡県土地家屋調査士会  
境界問題解決センターふくおか

ADR  
Boundary Line Center Fukuoka

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号

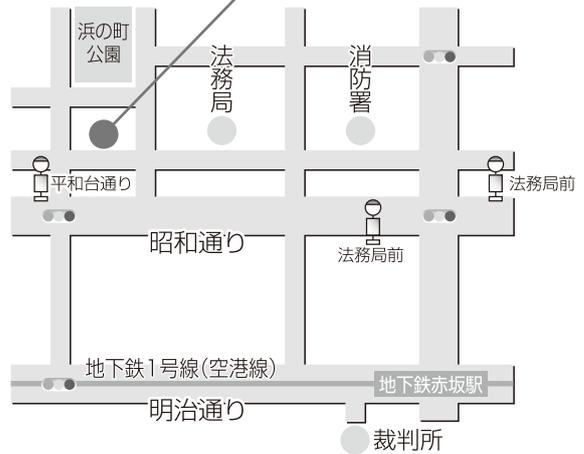
**TEL (092) 741-5884**

**FAX (092) 731-5202**

URL: <http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/>

福岡県土地家屋調査士会  
境界問題解決センターふくおか

ADR  
Boundary Line Center Fukuoka



## 編集後記

会報「ふくおか」発刊に際しまして、ご寄稿・ご投稿いただき誠にありがとうございました。今回は広報部理事3名も記事を掲載しており、充実した会報となっているのではないかと思います。

個人としましては、昨年は水曜日を定休日にして1年やっておりましたが、つつい働かざるを得ない状況も多く、業務の効率化は引き続き課題となっております☆

広報部長 池田直之



境界  
紛争

ゼロ  
宣言

発行所

福岡県土地家屋調査士会

福岡市中央区舞鶴3丁目3-4ライフピア舞鶴201 TEL(092)741-5780 FAX(092)731-5202  
www.fukuoka-chousashi.or.jp E-mail info@fukuoka-chousashi.or.jp

印刷 / 秀英社印刷株式会社 福岡県筑紫野市武蔵3-2-6 TEL(092)923-3154